

## 委託業務仕様書

1. 業務名称	沖縄県立精和病院移転・統合基本設計基礎調査業務
2. 業務期間	契約締結日の翌日から令和7年3月24日
3. 目的	<p>本業務は、沖縄県立精和病院移転・統合基本計画（以下、「基本計画」という。）に基づき、老朽化した精和病院を南部医療センター・こども医療センター（以下、「南部医療センター」という。）敷地内へ移転建替し、南部医療センターとの統合による新病院（以下、「精神医療センター」という。）の整備にあたり、今後の基本設計に向けての検討課題を整理し、その課題解決の方策を設計と条件（案）として取り纏め、事業の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>あわせて、概算事業費および整備予定スケジュール等の比較検討を行い、合理的かつ経済性を考慮した土地利用計画（案）を策定する。</p>
4. 計画施設	<p>(1) 精神医療センター整備予定場所：沖縄県島尻郡南風原町字新川118-1他 （南部医療センター・こども医療センター敷地内）</p> <p>(2) 敷地面積 : 57,278.52m<sup>2</sup></p> <p>(3) 新病院（精神医療センター）建築計画概要（予定）          延べ床面積：12,690m<sup>2</sup>程度（精神科救急エリアを含む）          病 床 数：150床          構 造 : 建築構造は未定。免震構造、6階建て予定。          駐 車 場：約320台（立体駐車場を整備）</p> <p>(4) 既存棟（南部医療センター）          延べ床面積：42,733.90m<sup>2</sup>（救命救急センターを含む）          病 床 数：444床          構 造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造）8階建て          駐 車 場：外来用485台、身障者用15台、職員用95台</p>
5. 業務内容	<p>(1) 精神医療センターおよび立体駐車場の整備に関する設計と条件（案）の整理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 既往資料からの与条件整理</li> <li>② 精神医療センターの配置案検討（構内道路有無を含む）</li> <li>③ 立体駐車場建設の可能性検討</li> <li>④ 精神医療センターの階構成・部門配置検討（ゾーニングイメージ程度）</li> <li>⑤ 病院関係者等へのヒアリング</li> </ol> <p>(2) 構内道路移設に関する土木設計と条件（案）の整理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 進入路・交差点移設の複数案検討（道路、敷地造成などの課題について総合的検討を行い、概略案を作成する）</li> <li>② 諸官庁との事前協議</li> <li>③ 交通量調査 ※必要に応じて別途発注</li> <li>④ 施設整備後の交通影響評価・解析 ※必要に応じて別途発注</li> </ol> <p>(3) 精神医療センターの整備に係る既存棟（南部医療センター）改修に関する設計と条件（案）の整理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 既存棟の遵法性調査と改修項目整理</li> <li>② 厨房増設の可能性検討</li> <li>③ 精神医療センターと既存棟との接続部改修方針の整理</li> </ol> <p>(4) 概算事業費の算定および整備予定スケジュール（案）の比較検討</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 精神医療センター配置（案）、立体駐車場配置（案）、構内道路移設（案）に係る概算事業費の算出と整備予定スケジュール（案）の作成</li> <li>② 上記を基に比較検討を行い、合理的かつ経済性を考慮した土地利用計画（案）を策定する。</li> </ol>

6. 資格要件	<p>本業務においては、以下の資格及び要件を満たすこと。</p> <p>(1) 配置予定技術者の資格  本業務において以下の資格を有する技術者を参画させること。  ①一級建築士  ②建築設備士または、設備設計一級建築士  ③技術士（建設部門：都市及び地方計画）</p>
7. 提出物	<p>(1) 設計と条件（案）  (2) 土地利用計画（案）  (3) 精神医療センター整備に係る概算事業費を算定した資料  (4) 整備予定スケジュール（案）  (5) 打合せ協議に係る資料および記録簿  (6) その他本業務によって得られた資料一式</p> <p>以上について、紙媒体で各3部、全てのデータを収めた電子記憶媒体（DVD-R等）1枚を提出すること。</p>
8. 提出期日	<p>提出物については、業務期間内に提出を行い、契約書の定めるところにより、検査を受検すること。</p>
9. 業務実施計画書の提出	<p>契約後14日以内に業務実施計画書を作成し、発注者に提出すること。  また計画を変更する場合も同様とする。  なお、業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>
10. 打ち合わせ協議	<p>(1) 事務局打ち合わせ（月1回程度）  (2) 関係機関（病院施設管理者等）協議（月1～2回程度）</p> <p>※ 打ち合わせ及び協議回数については、事務局と相談の上、業務の進捗状況に応じて変更することができる。  ※ 別途、必要に応じてオンライン打ち合わせを適宜実施。</p>
11. その他	<p>(1) 仕様書に定めのない事項については、協議し、決定する。  (2) <u>旅費・交通旅費については、当該業務内の諸経費に含まれるため、追加計上しない。</u>  (3) <u>別途発注する『沖縄県立精和病院移転・統合基本設計等支援業務委託』の受注者と連携し業務を進めること。</u></p>